

川障発第515号
令和2年8月11日

障害福祉サービス事業所 管理者 様
障害児通所支援事業所 管理者 様

川口市福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

避難確保計画の作成について(依頼)

本市の障害福祉行政の推進につきまして、日頃格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、川口市地域防災計画では「河川洪水浸水想定区域」又は「土砂災害警戒区域内」に位置する要配慮者利用施設につきましては避難確保計画の作成の対象となっております。昨年10月に発生した台風19号をはじめとする昨今の気象状況を踏まえ、避難確保計画を作成する対象施設であるかをご確認いただき、(裏面確認方法について参照)対象施設に該当する場合は避難確保計画を作成いただきますようお願いいたします。

つきましては、避難確保計画の作成対象である事契所はご多用のところと存じますが、避難確保計画を期日までにご提出いただきますようお願いいたします。

記

1 対象サービス

(1) 障害児通所支援事業

児童発達支援、放課後等デイサービス

(2) 障害福祉サービス事業所

生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、就労移行支援、
就労継続支援A型、就労継続支援B型

2 提出物 避難確保計画

3 提出方法 郵送、持参又はメール

川口市では避難確保計画を含めた非常災害対策計画の様式を定めております。なお、事業所独自の様式でもかまいません。様式やその他資料につきましては川口市ホームページの「事故報告・危機管理・災害対応」のページに掲載しておりますのでご活用ください。

【掲載場所】

川口市トップページ→組織から探す→福祉部→障害福祉課→障害者施設・事業所等
→事故報告・危機管理・災害対応

4 提出期限 令和2年9月11日(金)まで

【問い合わせ先】

川口市役所福祉部障害福祉課施設係
TEL 048-271-9442 (直通)

【確認方法】

以下の手順で各事業所該当があるか確認をして下さい。

○河川洪水浸水想定区域

- 1 添付の要配慮者施設一覧で各事業所の欄を確認。
- 2 荒川、芝川・新芝川、綾瀬川、鴨川・鴻沼川の浸水想定がされているか確認をする。
A：対象とされている(1つでも浸水が想定される川がある)場合
→避難確保計画作成する必要あり(洪水の想定をしたもの)
B：対象とされていない(6つの川すべてが区域外)場合
→避難確保計画作成する必要なし(洪水の想定をしたもの)

○土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

- 1 「さいたま県土整備課 土砂災害」をインターネット等で検索
- 2 さいたま県土整備課ホームページ内(さいたま県土整備事務所管内の土砂災害警戒区域)の川口市の箇所を確認
- 3 各事業所の住所に該当する箇所の区域図を確認し、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域いずれかに指定されているかを確認。
A：指定されている場合
→避難確保計画作成する必要あり(土砂災害の想定をしたもの)
B：指定されていない場合
→避難確保計画作成する必要なし(土砂災害の想定をしたもの)

※Aが1つでもある事業所は浸水・土砂災害の指定区域内であるため、避難確保計画を必ず作成し提出する必要があります。浸水や土砂災害で該当のあった項目を想定に入れた非常災害対策計画を作成しご提出ください。

例1：河川洪水浸水想定区域のみ該当あり→洪水の発生時の想定を含めた避難確保計画を作成する。

例2：河川洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域に該当あり→洪水・土砂災害の発生時の想定を含めた避難確保計画を作成する。

Bのみである事業所は浸水・土砂災害どちらも現時点では区域外の事業所になるので提出は不要です。